

閲覧用指名通知

令和7年11月25日

高知県知事

工事番号	宮幡福第7-1号
工事名	幡多総合庁舎太陽光発電設備蓄電池修繕工事
入札日時及び場所	令和7年12月22日(月)10時00分 幡多総合庁舎3階大会議室
閲覧開始日時及び場所	設計書等の内容については、別途郵送する文書による閲覧とし、閲覧場所は設けない。
契約条項を示す場所	高知県幡多福祉保健所
落札決定	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札保証金	業務実績証明書の内容により、免除の可否を判断する。
最低制限価格	有
落札者が契約書に記名押印すべき期限	別途通知する。
入札の無効	高知県契約規則第21条の規定に該当する入札は無効とする。
その他	建設工事競争入札心得の各条項を了知すること。
工事日数又は完成期限	令和8年3月20日

<入札条件及び契約保証金等>

1 契約の保証について

この工事の契約を締結するに当たり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、建設工事競争入札心得第21条第1項ただし書以下に該当する場合は、この限りではない。

2 現場代理人・技術者届の提出

- (1) 落札者は、契約締結の前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。
- (2) 「現場代理人・技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。
- (3) 契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。
- (4) 契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。
- (5) 契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行うことがある。

3-1 主任技術者又は監理技術者

- (1) 専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者は、入札の執行日以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要である。
- (2) 建設業法施行令第27条第2項の規定及び建設業法第26条の5の規定の適用の可否について質疑がある場合は、電子メールにより、「現場代理人・技術者届」の提出期限までに問い合わせること。

3-2 現場代理人の兼務の申請

落札者は、本工事が、現場代理人の常駐の取扱いについて(平成21年5月7日付け21高建管第103号土木部長通知)第2の1(1)に規定する要件に該当する場合は、現場代理人の兼務を申請することができる。

4 中間前金払と部分払の選択

受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

5 工事費内訳書について

入札参加者は、工事費内訳書(土木部土木政策課のホームページからダウンロードのこと。記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。)を、入札書の投

かに際し提出しなければならない。工事費内訳書をその場で作成することは認めず、提出しないとき、提出された工事費内訳書において、記載を要する項目の不足等の不備（軽微な誤りは除く。）があると判断される場合や、当該入札案件のものと特定できない場合は、無効とする。

6 予定価格

予定価格（消費税相当額抜きの額） ￥4, 125, 000-

7 最低制限価格

最低制限価格（消費税相当額抜きの額） 事後公表とする。

8 注意事項

設計図書等の質疑提出期限：令和7年12月8日（月）午後5時

設計図書等の質疑回答期限：令和7年12月15日（月）

質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

なお、質疑書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨電話連絡すること。

9 その他

- (1) この入札の予定価格の積算に疑義がある場合は、予定価格に関する積算疑義申立手続要領（平成29年5月24日付け29高土政第185号土木部長通知）に定めるところにより、落札決定後に申し立てを行うこと。
- (2) 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合の要件については、特記仕様書の規定によるものとする。落札決定後、配置予定の専任特例2号による監理技術者が同要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しない場合がある。
- (3) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

※ この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。